

東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による
幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱

平成28年1月19日
27生私振第1162号
生活文化局長決定

第1 目的

この要綱は、「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付27文科初第238号及び雇児発0717第11号。文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、区市町村が実施又は助成する幼稚園型一時預かり事業について、東京都が予算の範囲内において交付する東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 通則

補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるところによる。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、東京都内の区市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

第4 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画及び実施要綱に基づいて実施する次の事業とする。

1 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった対象児童について、主として昼間において、対象施設において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

（1）対象施設

対象施設は次に掲げる施設（ただし、私立幼稚園預かり保育推進補助に申請している施設を除く。以下「幼稚園等」という。）とする。

ア 私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に規定する学校法人又は学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園

ウ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条1号に規定される、幼稚園型認定こども園

エ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条2号に規定される、保育所型認定こども園

オ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条3号に規定される、地方裁量型認定こども園

（2）対象児童

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業

日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者

2 長時間の預かり保育を継続的に必要とする対象児童について、対象施設において長時間の預かり保育を実施する事業

(1) 対象施設

対象施設は、私立幼稚園（ただし、認定こども園及び私立幼稚園預かり保育推進補助に申請している施設を除く。子ども・子育て支援新制度への移行の有無は問わないものとする。）とし、次のア、イ及びウに掲げる要件をいずれも満たすものとする。

ア 原則として、教育時間前後に4時間以上（ただし、教育時間との合計が9時間以上）かつ平日5日間及び年間200日以上 of 預かり保育を実施すること。

イ 長時間の預かり保育を継続的に利用する者の利用定員を定めること。

ウ 対象児童について、月又は年単位の利用申請を受けること。

(2) 対象児童

対象施設に在籍する東京都内在住の満3歳以上の幼児で、長時間の預かり保育（教育時間前後に4時間以上（ただし、教育時間との合計が9時間以上））を継続的に必要とすると認められる者（区市町村子ども・子育て支援事業計画及び実施要綱に基づいて、保育の必要性の認定を受けた児童と同等のもの）。

第5 補助対象経費

補助対象経費は、第4 1 及び2に規定する補助事業に要する経費とする。

第6 実施方法

補助事業は、次の方法により実施する。

(1) 設備基準及び教育・保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児童福祉法施行規則」という。）第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

(2) 職員の配置

児童福祉法施行規則第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/3以上とすること。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。

また、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で区市町村が適切と認める者とする。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 区市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達

や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者
オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員
免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定に
より免許状が失効した者を除く。）

（3）研修

（2）アの「区市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発05
21第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修
事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び同イ（イ）に定める「一時預か
り事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平
成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通
知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等
の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。
なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定す
ること。

（4）委託等

区市町村は、補助事業を区市町村長が認めた者へ委託等を行うことができる。

第7 実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第8 補助金の額の算定

この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額を補助する。

（1）別表1について、次のアからエまでの区分ごとに、同表の第2欄の定める基準額と第
3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して
少ない方の額を選定する。

- ア 第1及び第3 運営費
- イ 第1及び第3 開設準備経費
- ウ 第2 運営費
- エ 第2 開設準備経費

（2）別表1について、次のア、イの区分ごとに、総事業費から寄附金その他の収入額を控
除した額とを（1）により選定した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- ア 第1及び第3
- イ 第2

（3）（2）により選定した額に、別表1に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額
とする。ただし、（2）ア、イの区分ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、
これを切り捨てるものとする。

第9 第4 2の対象施設に係る事業計画の提出

第4 2の補助事業を実施しようとする区市町村長は、当該補助事業の対象施設に係る
事業計画書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類を別に定める日までに東京都知
事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第10 第4 2の補助事業の対象施設の決定及び通知

知事は、第9の規定による事業計画書の提出があり、その内容を適当と認めるときは、

第4 2の補助事業の対象施設として決定し、区市町村長に通知する。

第11 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする区市町村長は、交付申請書（別記第２号様式）及びその他必要とする書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

第１２ 交付決定及び通知

- （１）知事は、第１１の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第１４の条件を付して補助金の交付を決定し、区市町村長に通知する。
- （２）知事は、（１）の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

第１３ 交付方法

この補助金の交付は、原則として概算払の方法により行う。

第１４ 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付して行うものとする。

第１５ 申請の撤回

区市町村長は、第１２の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

第１６ 提出書類

この要綱に定める提出書類は、正本１部とする。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年１０月２６日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月１５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

1 事情変更による決定の取消し等

補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 承認事項

次の各号のいずれかに該当するときは、区市町村長は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、区市町村長は速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることがある。

5 補助事業の遂行命令

知事は、３及び４による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

この命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は２（３）の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに実績報告書（別記第３号様式）にその他必要とする書類を添付し、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

なお、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、実績に反映させること。

7 補助金の額の確定

知事は、６の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付

すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずる。
- (2) 6による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
 - ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。
- (2) 7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

11 違約加算金

区市町村長は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付

すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1 4 財産処分の制限

- (1) 区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 27 年 12 月 4 日内閣府告示第 424 号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 区市町村長は、賃借している建物について、補助金を交付した場合において、補助対象者が補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事の承認を受けなければならない。

1 5 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて 1 4 に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

1 6 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

1 7 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業とに係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

1 8 補助条件

- (1) 区市町村は、実施要綱に則って補助事業を実施すること。
- (2) 区市町村長が、区市町村以外の者が行う補助事業に対して、この補助金を財源の一部とする相当の反対給付を受けない給付金を交付する場合には、間接補助事業者に対して、要綱第 1 4 に定める条件と同等の条件を付さなければならない。

別表 1

東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による
幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第1 私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立幼保連携型認定こども園における要綱第4-1に規定する事業	一 運営費（児童1人当たり日額） （1）在籍園児分 ア 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） （ア）年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400 円 ② 長期休業日（8時間未満） 400 円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800 円 （イ）年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数） － 400 円（10 円未満切り捨て） ② 長期休業日（8時間未満） 400 円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800 円 イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800 円 ウ 長時間加算（ア（ア）①②及び同（イ）①②については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、ア（ア）③、同（イ）③及びイについては8時間を超えた利用） ・超えた利用時間が2時間未満 100 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 ・超えた利用時間が3時間以上 300 円 （2）在籍園児以外の児童分 ア 基本分 800 円 イ 長時間加算（8時間を超えた利用） ・超えた利用時間が2時間未満 100 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 ・超えた利用時間が3時間以上 300 円 ※ 公費支援の総額（1施設あたり年額）は、9,570,000 円を上限額とする（なお、待機児童の受入促進に資する措置（（1）ア（ア）③、同（イ）③、（1）ウ及び（2）イ）に係る基準額を適用したことにより、9,570,000 円を超えた場合は、この限りでない。）。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第1 私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立幼保連携型認定こども園における要綱第4-1に規定する事業	二 開設準備経費（1か所当たり年額） 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1／3、都 1／3、区市町村 1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第2 保育所型 認定こども 園・地方裁 量型認定こ ども園・公 立幼保連携 型認定こど も園におけ る要綱第4 1に規定す る事業	一 運営費（児童1人当たり日額） （1）在籍園児分 ア 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） （ア）年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400 円 ② 長期休業日（8時間未満） 400 円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800 円 （イ）年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数） － 400 円（10 円未満切り捨て） ② 長期休業日（8時間未満） 400 円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800 円 イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800 円 ウ 長時間加算（ア（ア）①②及び同（イ）①②については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、ア（ア）③、同（イ）③及びイについては8時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が2時間未満 100 円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300 円 （2）在籍園児以外の児童分 ア 基本分 800 円 イ 長時間加算（8時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が2時間未満 100 円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300 円 ※ 公費支援の総額（1施設あたり年額）は、9,570,000 円を上限額とする（なお、待機児童の受入促進に資する措置（（1）ア（ア）③、同（イ）③、（1）ウ及び（2）イ）に係る基準額を適用したことにより、9,570,000 円を超えた場合は、この限りでない。）。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1 ／ 3、 都 1 ／ 3、 区 市 町 村 1 ／ 3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第2 保育所型 認定こども 園・地方裁 量型認定こ ども園・公 立幼保連携 型認定こど も園におけ る要綱第4 1に規定す る事業	二 開設準備経費（1か所当たり年額） 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に 必要な費用	国 1／3、都 1／3、区 市町村 1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第3 私立幼稚園における要綱 第4 2 に規定する事業	一 運営費（児童1人当たり日額） （1）国基準額 ア 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） （ア）年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400 円 ② 長期休業日（8時間以上） 800 円 （イ）年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数） － 400 円（10 円未満切り捨て） ② 長期休業日（8時間以上） 800 円 イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800 円 ウ 長時間加算（ア（ア）①及び同（イ）①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、ア（ア）②、同（イ）②及びイについては8時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が2時間未満 100 円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300 円 （2）都単独加算 第4 2に規定する実施体制を備えた対象施設における対象児童の利用 500 円 ※ 公費支援の総額（1施設あたり年額）は、9,570,000 円を上 限額とする（なお、待機児童の受入促進に資する措置（（1） ア（ア）②、同（イ）②及び（1）ウ）、又は（2）に係る基 準額を適用したことにより、9,570,000 円を超えた場合は、この 限りでない。）。 二 小規模保育施設連携加算（1か所当たり年額） 4,000,000 円 ※ 別表2に規定する要件を全て満たす場合、私立幼稚園所 在区市町村に対し加算する。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1／3、都 1／3、区市町村 1／3 （ただし、一（2）及び二は、都 10／10）

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第3 私立幼稚園における要綱第4-2に規定する事業	三 開設準備経費（1か所当たり年額） 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。 ※ 対象施設が要綱第4-1に規定する事業を併用して実施する場合は、第4-1に規定する事業と合わせて 4,000,000 円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1/3、都 1/3、区市町村 1/3 （ただし、一（2）及び二は、都 10/10）

別表2

要綱第4-2に規定する事業に係る小規模保育施設連携加算の要件

1 対象施設が都内の小規模保育施設との間で、連携に係る協定等を書面にて締結していること。
2 対象施設において、小規模保育施設の卒園児の優先利用枠を設け、補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。
3 対象施設において、次の（1）から（3）までの全てを実施し、小規模保育施設の支援に努めることにより、卒園児の受入れ環境を整備すること。 （1）小規模保育施設の事業者からの相談に対する保育内容等の助言 （2）園庭の開放 （3）小規模保育施設との集団保育や施設間の交流保育
4 対象施設において、小規模保育施設との連携に係る教諭を1名配置すること。